

## 部を解散・合併する場合の手続き

既存の部がそのまま存続する事が難しくなり、部の解散や他の部との合併を検討せざるを得なくなった場合の手順や、手続きを以下に記す。

### A：部の解散

1. 部の存続が困難になった場合に、部の役員はその原因分析と対応策を話し合う。
2. 部長または部を代表する者が、理事に状況を説明・報告し、相談する。
3. 理事は常任役員や EMC 事業主任とも相談し、該当部への指導・支援・対応に努める。
4. 部の存続が極めて困難と判断された場合には、西日本区役員会に上程し協議する。
5. 部の解散が避けられない場合は、部の役員会に議案を上程し、全員一致の賛同を得た後部長が「部解散届」を理事及び区事務所に提出する。
6. 理事は役員会又は常任役員会の同意を経て部の解散を承認し、国際書記長に通知する。また、理事通信等を通じて西日本区の会員にも知らせる。
7. 部の解散が決定した後、部内各クラブ会長が中心に、会員の処遇を個別に相談し、極力他クラブへの移籍等会員が継続して活動出来るように配慮する。部長は積極的にその支援を行う。
8. 部解散の結果として、移籍、退会等の会員異動報告書を区事務所に提出し写しを理事、関係部長、EMC 事業主任、EMC 事業主査に送る。

### B：部の合併

1. 部の存続が困難になり他部との合併を検討する場合は、部長が合併先部長の事前了解のもとに理事に状況報告し、相談する。
2. 理事は常任役員、EMC 事業主任等とも相談し、部への助言・指導・支援に努める。
3. 部の合併を部役員会が全員一致で決定した場合は、合併先の部の合意・承認を得た後、理事に報告し、承認を求める。理事は役員会又は常任役員会で協議し決定する。
4. 部の合併が承認されれば、合併先と当面の役員体制その他の取り決めを協議する。
5. 合併の結果、クラブ移籍等会員の異動が発生する場合は、会員異動報告書を区事務所に提出し、写しを理事、関係部長、EMC 事業主任、EMC 事業主査に送る。
6. 合併後消滅する部は、「部解散届」を理事、合併先部長、EMC 事業主任及び区事務所に提出する。(何れもメール・FAX 等で報告)
7. 理事は部の解散を承認したことを、国際書記長に通知し、西日本区会員にも知らせる。

### C：財産の処分

部の解散が決定した場合には、部の役員会または部の総会で、部の財産の処分について話し合い、決定する。その結果は理事に報告し承認を得る。

2019年6月22日 制定 2019年7月1日 施行 2020年4月18日 改正・施行